

## 第2期北上市成年後見制度利用促進基本計画



2024年(令和6年)3月



## ごあいさつ



成年後見制度は、認知症や障がい等で判断能力の不十分な人のために財産管理や契約を代わって行う後見人等を選任するもので、平成12年度から始まっています。その後、現在に至るまでの間に、本市においても高齢化率の上昇、高齢者のみの世帯、障がい者と高齢の親世帯等の増加がみられており、成年後見制度の必要性は今後より一層高まるものと考えております。

本市では、令和3年3月に「第1期北上市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、地域において権利擁護支援が必要な人が、自らの権利を守りながら、生活していくことができるよう地域連携ネットワークの構築や中核機関の設置を行い、必要な人に支援が行き届くよう取り組んでまいりました。

今回策定した「第2期北上市成年後見制度利用促進基本計画」は、「すべての人が地域のつながりの中で、自らの意思で尊厳のある本人らしい生活を送ることができるまち」の実現を基本理念とし、国の第2期成年後見制度利用促進基本計画及び市第1期計画の成果を踏まえ、判断能力が不十分になった場合であっても、自らの権利を守り、地域社会に参加できる地域共生社会を実現できるよう地域連携ネットワークの強化や成年後見制度の適切な利用促進に取り組んでまいります。

この計画の推進に当たっては、市と福祉・医療・保健・司法の関係機関、そして地域住民の皆様とで連携を図りながら協働して取り組んでいくことが重要と考えております。皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、計画の策定にあたって御協力いただきました北上市成年後見制度利用促進審議会の委員をはじめ、関係機関、市民の皆様に対しまして心から御礼申し上げます。

令和6年3月 北上市長 八重樫 浩文

## 権利擁護？ 成年後見制度？ 何のための制度？

皆さんの家族、地域の問題、自分のコト、として考えてみてください。



ここに、頼るべき身寄りに次々と先立たれた高齢女性がいます。公務員として長年働き、年金もあり、介護保険料も収めてきました。しかし80代後半になり、判断力に自信がなくなってきた、消費者被害に遭った後は、誰を信用してよいか不安も大きくなって介護サービスの利用も拒否し、閉じこ

もりがちで税金なども滞納していました。つい最近、脱水状態により救急車で緊急入院するようがありました。しかし、支払いや退院先の検討などで親族の協力が得られないこともあり、病院でも困っていました。

このような問題は、民民の契約問題とされがちですが、権利擁護の必要なケースです。

成年後見制度は、このような判断能力が不十分で権利擁護の必要な方々を、成年後見人等を選任することによって、一人の人間としてその意思や尊厳を尊重し、本人の権利行使や権利を守り実現することを支援する、権利擁護の制度です。

出典：厚生労働省 地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き

# 目次

## 第1章 計画策定にあたって

|                        |   |
|------------------------|---|
| 1.計画策定の趣旨              | 1 |
| 2.計画の性格                | 2 |
| 3.計画の期間                | 2 |
| 4.計画の策定体制              | 3 |
| コラム1 成年後見制度ってどんな制度ですか？ | 6 |

## 第2章 北上市の現状と課題

|                    |    |
|--------------------|----|
| 1.北上市の人口と高齢化率      | 7  |
| 2.高齢者世帯の状況         | 8  |
| 3.判断能力が低下した時に備える意識 | 8  |
| 4.認知症の高齢者推移        | 10 |
| 5.知的・精神障がい者の推移     | 11 |
| 6.相談受付件数の推移        | 12 |
| 7.成年後見制度の認知度       | 13 |
| 8.成年後見制度の利用者数      | 14 |
| 9.日常生活自立支援事業の利用者数  | 15 |
| 10.市1期計画の振り返りと課題   | 16 |

## 第3章 計画の基本理念および推進体制

|                    |    |
|--------------------|----|
| 1.計画の基本理念          | 19 |
| 2.第2期計画の推進体制       | 19 |
| 3.第2期計画における目標と取り組み | 19 |
| 4.計画の体系図           | 22 |
| 5.具体的な取り組みと目標値     | 23 |
| 6.計画の進行管理          | 26 |

## 第4章 各論

|                        |    |
|------------------------|----|
| 1.成年後見制度を含む権利擁護支援の周知啓発 | 27 |
| 2.権利擁護支援機能の充実          | 30 |
| 3.地域連携ネットワークの機能の強化     | 32 |

## 第5章 資料

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| 1.用語集                         | 35 |
| 2.北上市成年後見制度利用促進審議会条例          | 37 |
| 3.北上市成年後見制度利用促進審議会委員名簿        | 39 |
| 4.第2期北上市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会要領 | 40 |
| 5.第2期北上市成年後見制度利用促進基本計画策定経過    | 41 |
| コラム2 権利擁護支援チームとはどんなチームですか？    | 42 |

# 第 1 章 計画策定にあたって





# 1 計画策定の趣旨

成年後見制度は、認知症や障がいなどで判断能力の不十分な人のために財産管理や契約を代わって行う後見人等を選任する制度で、平成11年の民法の一部改正により、従来の禁治産制度が見直しされ、平成12年4月から制度が始まっています。

平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「促進法」）が施行され、第1期成年後見制度利用促進基本計画(以下「国1期計画」)が平成29年3月に閣議決定されました。

促進法第14条第1項では、市町村は、国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされ、本市においても国の基本計画を踏まえ、令和3年3月に第1期北上市成年後見制度利用促進基本計画（以下「市1期計画」）を策定し、地域連携ネットワークの構築や中核機関の設置など、成年後見制度の利用促進に取り組んできました。

令和4年3月には第2期成年後見制度利用促進基本計画（以下「国2期計画」）が策定され、地域共生社会の実現という目標に向け、意思決定支援などによる権利行使の支援と権利回復支援を主な手段とし、「権利擁護支援」が地域共生社会を目指す本人を中心にした包括的支援体制における共通基盤に位置付けられました。

本計画は、市1期計画および国2期計画を踏まえ、認知症や障がいなどで判断能力が不十分になった場合であっても、自らの権利を守りながら、尊厳ある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できる地域共生社会を実現できるよう、権利擁護支援を行う地域連携ネットワークの強化や成年後見制度の適切な利用促進を目指し、策定するものです。

図1-1 国2期計画における基本的な考え方



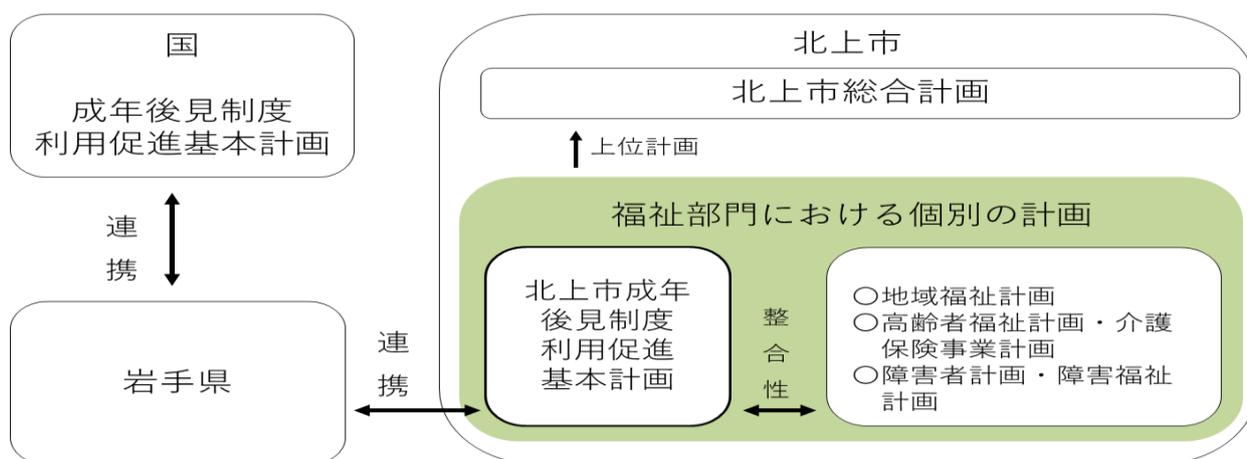
出典：国2期計画

## 2 計画の性格

本計画は、国2期計画と整合性を図りながら、市の成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるものです。

また、本計画は、本市の総合的な全体方針を示した「北上市総合計画」の下位計画として、「北上市地域福祉計画」「きたかみいきいきプラン(北上市高齢者福祉計画/北上市介護保険事業計画)」「北上市障がい者プラン」など市の福祉部門における個別計画との整合性を図りながら策定します。

図1-2 関連計画との関係図



## 3 計画の期間

上位計画である「北上市地域福祉計画」の次期計画期間を勘案し、計画期間を令和6年度から令和10年度までの5年間として策定します。

図1-3 計画の策定期間

|        | 2021<br>(R3)                             | 2022<br>(R4) | 2023<br>(R5) | 2024<br>(R6)                              | 2025<br>(R7) | 2026<br>(R8) | 2027<br>(R9)                               | 2028<br>(R10) |
|--------|--|--------------|--------------|---|--------------|--------------|--|---------------|
| 総合計画   | 総合計画(2021-2030)                          |              |              |   |              |              |  |               |
| 地域福祉計画 | 第3次地域福祉計画<br>(2019-2023)                 |              |              | 第4次地域福祉計画<br>(2024-2028)                  |              |              |  |               |
| 分野別計画  | 第7次障害者計画(2021-2026)                      |              |              |   |              |              | 第8次障害者計画(2027-2032)                        |               |
|        | 第6次障害福祉計画(2021-2023)                     |              |              | 第7次障害福祉計画(2024-2026)                      |              |              | 第8次障害福祉計画(2027-2029)                       |               |
|        | 第9次高齢者福祉計画<br>第8期介護保険事業計画<br>(2021-2023) |              |              | 第10次高齢者福祉計画<br>第9期介護保険事業計画<br>(2024-2026) |              |              | 第11次高齢者福祉計画<br>第10期介護保険事業計画<br>(2027-2029) |               |
|        | 第1期北上市成年後見制度利用促進基本計画<br>(2021-2023)      |              |              | 第2期北上市成年後見制度利用促進基本計画<br>(2024-2028)       |              |              |  |               |

## 4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、北上市成年後見制度利用促進審議会において協議したほか、市が高齢者施設・障がい者施設、専門職団体などへのアンケート調査および関係団体へのヒアリングを実施しました。

### (1) 北上市成年後見制度利用促進審議会

北上市成年後見制度利用促進審議会では、各種(司法、福祉、医療)専門団体の方々を委員に委嘱し、計画内容について協議いただきました。

### 北上市成年後見制度利用促進審議会とは？

北上市成年後見制度利用促進審議会条例に基づいて、各分野の専門家からなる委員が北上市の成年後見制度利用の促進に向けて、意見交換をする会議

令和5年度現在の審議会委員は、

- 1 岩手弁護士会
- 2 岩手県司法書士会
- 3 岩手県行政書士会
- 4 岩手県社会福祉士会中部ブロック
- 5 岩手県社会保険労務士会社労士成年後見センター岩手
- 6 社会医療法人 花北病院
- 7 社会福祉法人 北上市社会福祉協議会
- 8 北上市自立支援協議会
- 9 地域包括支援センター
- 10 岩手県介護支援専門員協会 北上地区ケアマネジャー連絡協議会
- 11 北上市手をつなぐ育成会
- 12 岩手県
- 13 北上市

から推薦を受けた13名となっています。

## (2) アンケート調査

計画策定にあたり、市内の介護保険サービス事業所、障がい福祉サービス事業所、病院、専門職団体、市内社会福祉法人などに対してアンケート調査を実施し、成年後見制度に関する課題や問題点などの実態把握をしました。

### 【事業所向けアンケート調査】

|      |   |
|------|---|
| 調査期間 | 令和5年8月17日(木)～9月13日(水)   |
| 調査対象 | 介護保険法又は障害者総合支援法の指定を受けている、北上市内に住所を有する事業所および病院<br>①高齢者施設(介護保険法) : 209事業所<br>②障がい者施設(障害者総合支援法) : 89事業所<br>③病院 : 3病院<br>合計 : 301事業所 |
| 調査方法 | 郵送による配布・ロゴフォームによる回答   |
| 回収票数 | ①高齢者施設(介護保険法) : 144事業所(回収率68.8%)<br>②障がい者施設(障害者総合支援法) : 65事業所(回収率73.0%)<br>③病院 : 2か所 (回収率66.6%)<br>合計 : 211事業所(回収率70.0%)        |

### 【専門職団体向け成年後見人等の受任に関するアンケート】

|      |  |
|------|--|
| 調査期間 | 令和5年8月10日(木)～8月31日(木)  |
| 調査対象 | 専門職後見人を受任している下記専門職に対して<br>①市内弁護士事務所 : 4名<br>②市内司法書士事務所 : 2名<br>③岩手県社会福祉士会中部ブロックぱあとなあ会員 : 15名<br>④コスモス成年後見サポートセンター北上・花巻会員 : 3名<br>⑤社労士成年後見センター北上地区会員 : 2名<br>合計 : 26名                             |
| 調査方法 | 郵送による配布・ロゴフォームによる回答  |
| 回収票数 | ①市内弁護士事務所 : 1名(回収率25%)<br>②市内司法書士事務所 : 1名(回収率50%)<br>③岩手県社会福祉士会中部ブロックぱあとなあ会員 : 7名(回収率46.6%)<br>④コスモス成年後見サポートセンター北上・花巻会員 : 3名(回収率100%)<br>⑤社労士成年後見センター北上地区会員 : 2名(回収率100%)<br>合計 : 14名 (回収率53.8%) |

**【社会福祉法人向け法人後見に関するアンケート】**

|      |  |
|------|--|
| 調査期間 | 令和5年8月17日(木)～9月13日(水)  |
| 調査対象 | 社会福祉法人連絡会のうち、北上市に本部があり、児童分野以外の社会福祉法人11団体（高齢分野7団体、障がい分野3団体、社会福祉協議会1団体）                          |
| 調査方法 | 郵送による配布・ロゴフォームによる回答  |
| 回収票数 | ①高齢者分野団体：6団体(回収率85.7%)<br>②障がい分野団体：2団体(回収率66.6%)<br>③社会福祉協議会：1団体(回収率100%)<br>合計：9事業所(回収率81.8%) |

**【市民後見人養成講座に関するアンケート】**

|      |  |
|------|--|
| 調査期間 | 令和5年8月1日(火)～8月23日(水)   |
| 調査対象 | ①民生委員：207名<br>②日常生活自立支援事業支援員：8名<br>③ご近所お助けサポーター：110名<br>合計：325名  |
| 調査方法 | 郵送による配布・回答   |
| 回収票数 | ①民生委員：186名(回収率89.8%)<br>②日常生活自立支援事業支援員：3名(回収率37.5%)<br>③ご近所お助けサポーター：62名(回収率56.3%)<br>合計：251名(回収率77.2%) |

**(3) 関係団体へのヒアリング**

成年後見制度を実際に利用する利用者側の課題や問題点を把握するため、障がいの当事者団体に対しヒアリングを実施しました。

**【障がい者団体へのヒアリング】**

|      |   |
|------|---|
| 調査期間 | 令和5年9月  |
| 調査対象 | 北上市手をつなぐ育成会 代表者2名<br>北上地区精神障害者家族会 代表者1名<br>NPO法人いわて高次脳機能障害友の会 代表者1名 |
| 調査方法 | 質問内容を事前に送付し、その後、必要に応じ電話でヒアリング調査を実施し内容を補いました。                        |

## 成年後見制度ってどんな制度ですか？

成年後見制度には2種類あります

### 法定後見制度

本人の判断能力がすでに不十分



家庭裁判所の審判によって、本人を保護・支援する人とその権限が決まる。

### 任意後見制度

本人はまだ元気だけど今後は不安



あらかじめ本人が選んだ後見人に、財産管理等に関する事務について、代理権を与える

既に判断能力が衰えた方を支援する「法定後見制度」と、元気なうちに将来の支援者と支援内容をあらかじめ決めて契約しておく「任意後見制度」があります。

法定後見制度は3つの類型に分かれています



法定後見制度では、支援が必要な方の判断能力の度合いに応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの類型に分かれています。類型によって後見人等が取消しできる範囲などが異なります。

## 第 2 章 北上市の現状と課題





## 1 北上市の人口と高齢化率

本市の総人口は、予測では減少していくことが見込まれていますが、65歳以上の老年人口は経年で増加し、高齢化率も上昇し続けており、令和5年10月1日時点で28.3%となっています。

図2-1

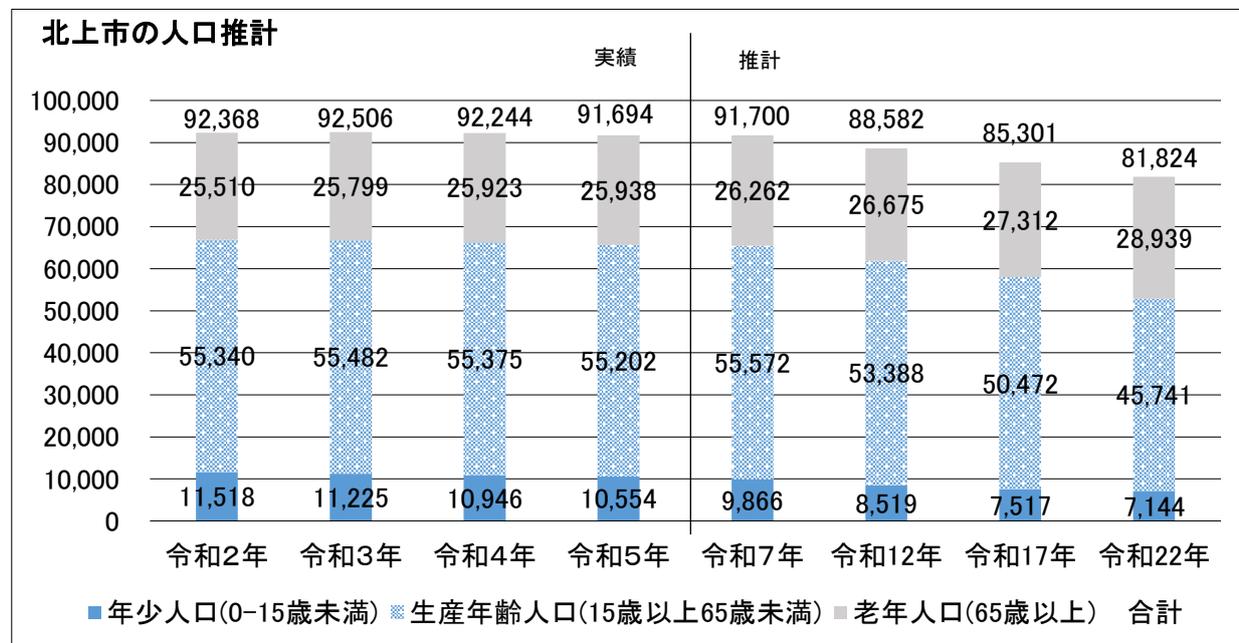
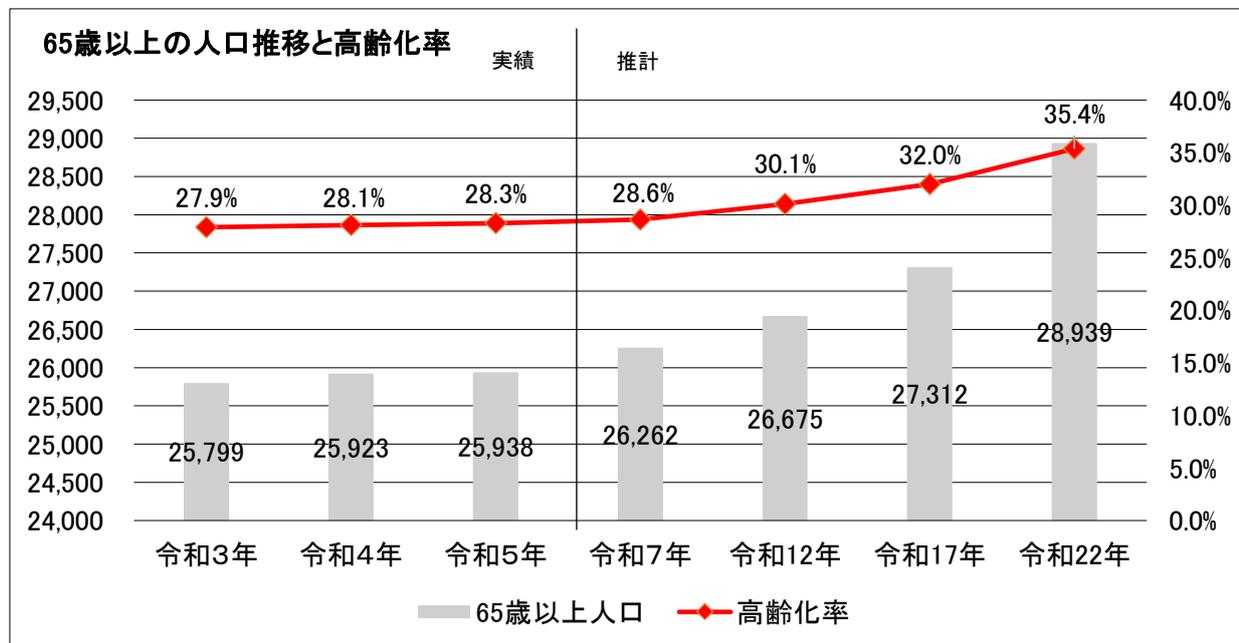


図2-2

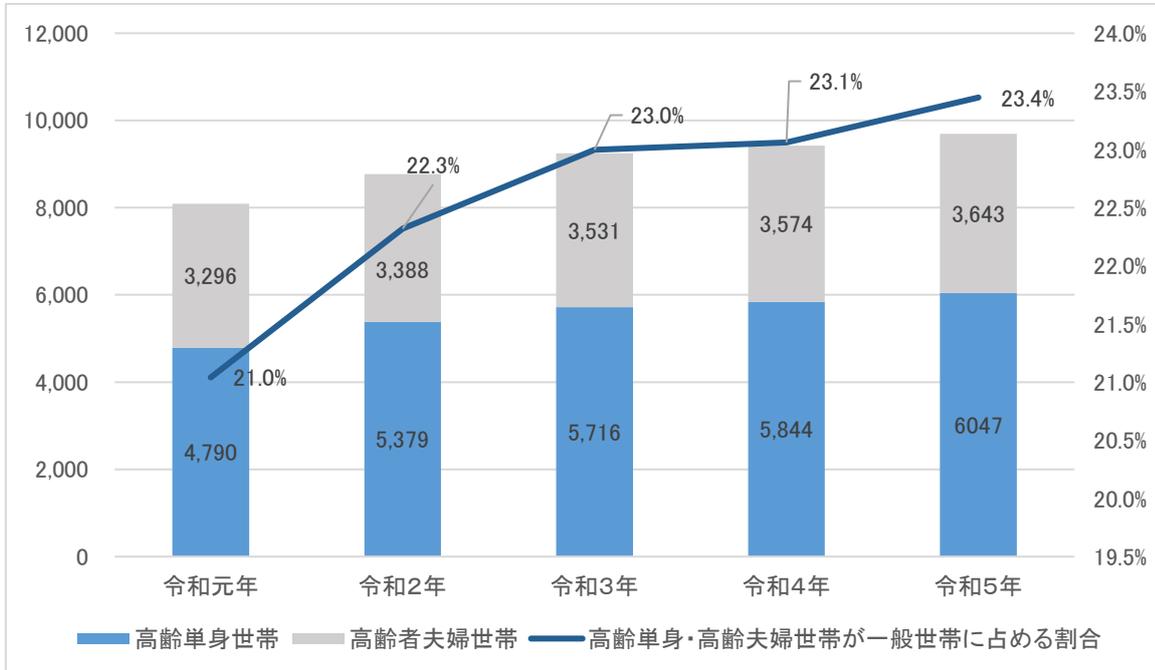


出典：実績は住民票基本台帳の人口実績に基づく。令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」のデータ（令和5年12月公表）に基づく推計値。各年10月1日現在。

## 2 高齢者世帯の状況

本市の高齢単身世帯と高齢夫婦世帯は増加傾向にあり、令和元年から令和5年での合計数は約1.2倍となり、全世帯に占める割合も高まっています。

図2-3

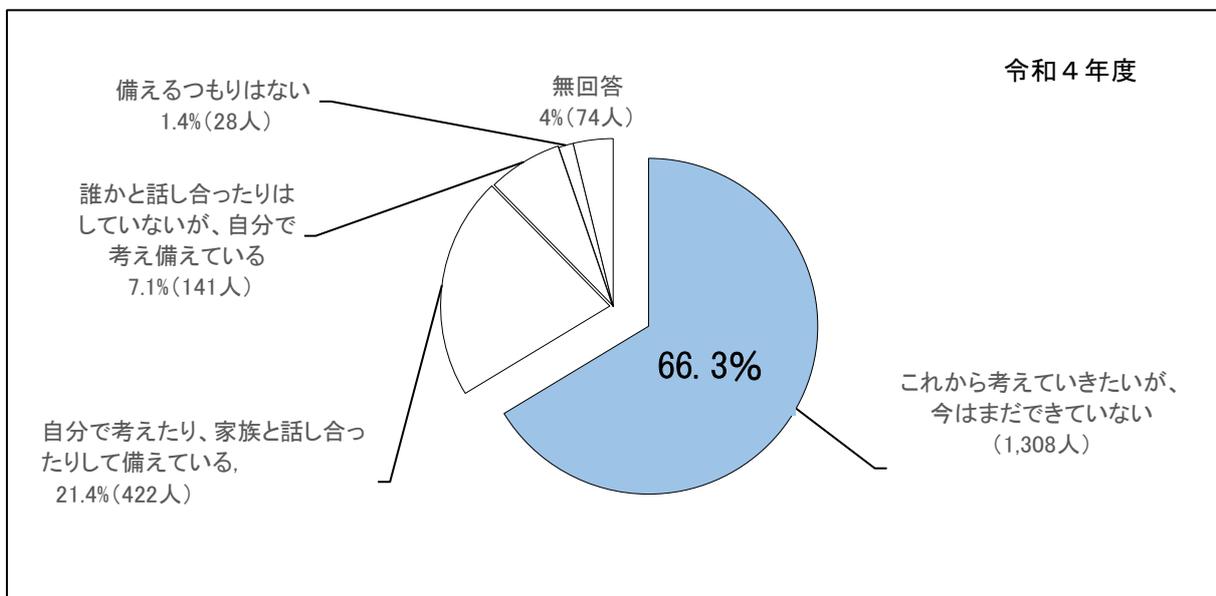
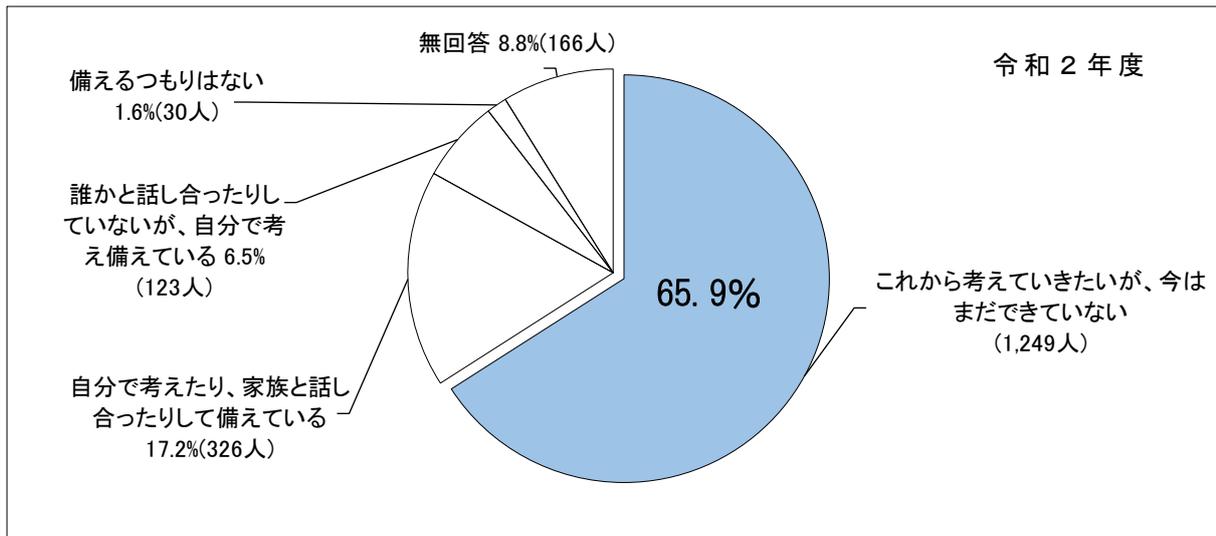


出典：住民票基本台帳 各年9月末日現在の数値

## 3 判断能力が低下した時に備える意識

令和4年度北上市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、回答があった1,973人のうち、66.3%（1,308人）が「これから考えていきたいが、今はまだできていない」と回答しており、前回調査（令和2年度）とほぼ同じ割合となっています。

図 2-4



出典：北上市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

#### 4 認知症の高齢者推移

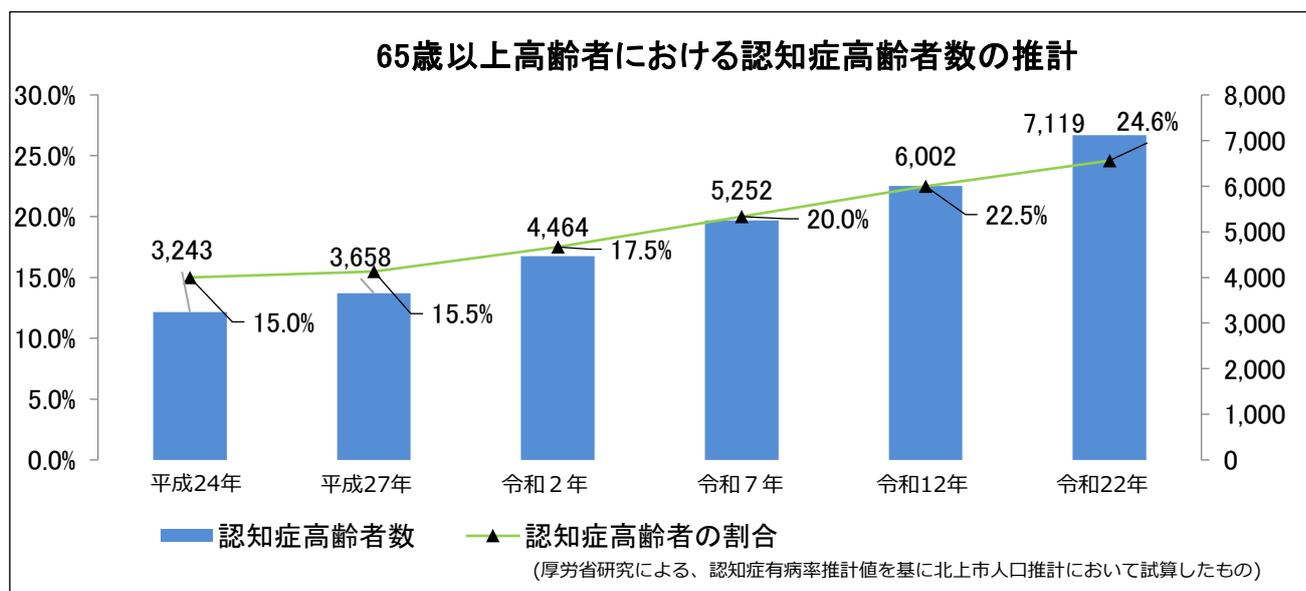
国の調査研究による認知症の症状がある高齢者の推計では、認知症の症状がある高齢者は、平成24年で全国に462万人いると推計されています。国の推計値を北上市に当てはめた場合、平成24年で、高齢者(21,623人)のうち、認知症の症状がある人は3,243人と推定され、経年で増加し続けていくことが見込まれます。

図2-5 認知症の症状がある高齢者の推計(全国) \* 65歳以上の人口に対する認知症

| 年                            | 平成24年<br>(2012) | 平成27年<br>(2015) | 令和2年<br>(2020) | 令和7年<br>(2025) | 令和12年<br>(2030) | 令和22年<br>(2040) | 令和32年<br>(2050) | 令和42年<br>(2060) |
|------------------------------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 各年齢の認知症有病率が一定の場合の将来推計人数/(率)  | 462万人           | 517万人<br>15.2%  | 602万人<br>16.7% | 675万人<br>18.5% | 744万人<br>20.2%  | 802万人<br>20.7%  | 797万人<br>21.1%  | 850万人<br>24.5%  |
| 各年齢の認知症有病率が上昇する場合の将来推計人数/(率) | 15.0%           | 525万人<br>15.5%  | 631万人<br>17.5% | 730万人<br>20.0% | 830万人<br>22.5%  | 953万人<br>24.6%  | 1016万人<br>27.0% | 1154万人<br>33.3% |

出典：「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業・九州大学二宮教授）による

図2-6各年齢の認知症有病率が上昇する場合の将来推計人数/(率)で推計した場合



出典：

① 65歳以上の高齢者数

平成24年から令和2年までは住民票基本台帳の人口実績に基づく。令和7年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータ（令和5年12月公表）に基づく推計値

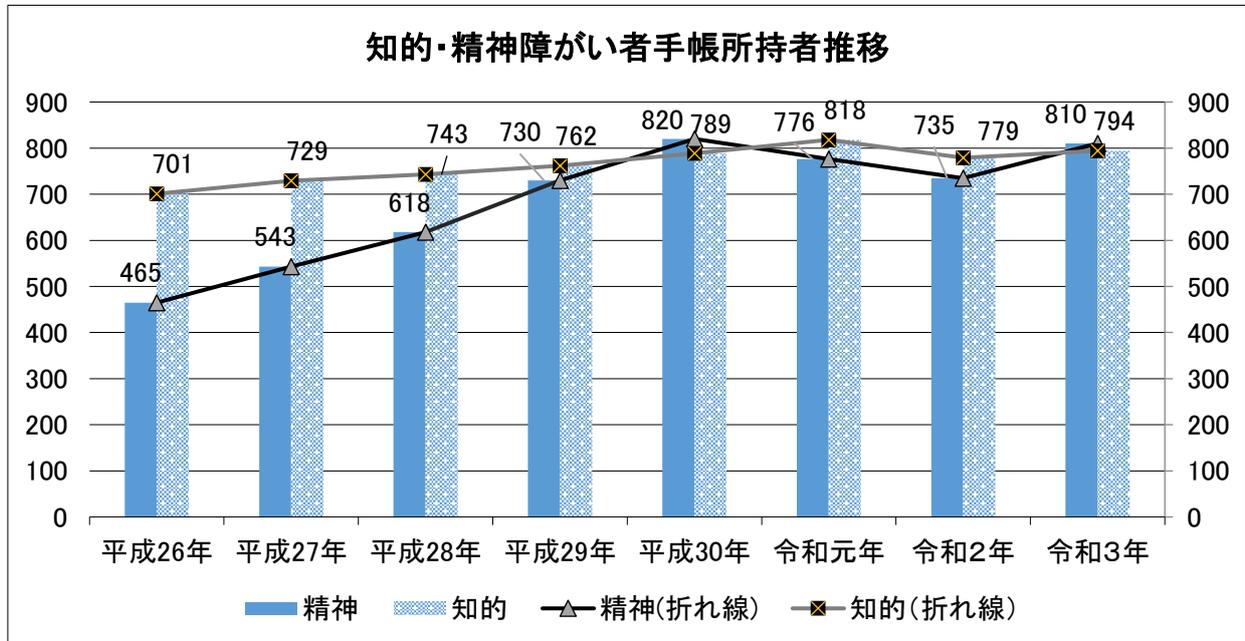
② 認知症高齢者数

図2-5で各年齢の認知症有病率が上昇する場合の将来推計人数/(率)を図2-6の65歳以上の高齢者数に乗じた数

## 5 知的・精神障がい者の推移

知的障がい者・精神障がい者の手帳を持っている人は平成26年に比べ増加しており、特に精神障がい者手帳を持っている人の数は、令和3年度は平成26年度比で約1.7倍に増加しています。

図2-7



出典：「北上市障がい者プラン(2015-2020)」 後期計画 各年度数値、令和3年は中部保健所公表値より

## 6 相談受付件数の推移

市窓口(長寿介護課、障がい福祉課)、地域包括支援センター、相談支援事業所が受け付けた各種相談件数は経年で増加しており、権利擁護に関する相談は令和4年度は、平成28年度比で高齢者は約6.6倍、障がい者は約1.5倍になっています。

図2-8 相談件数の推移

|        | 高齢者<br>(長寿介護課+包括支援センター) |       |         | 障がい者<br>(障がい福祉課+相談支援事業所) |    |     |
|--------|-------------------------|-------|---------|--------------------------|----|-----|
|        | 総合相談                    |       |         | 総合相談                     |    |     |
|        | 権利擁護                    |       |         | 権利擁護                     |    |     |
|        | 虐待                      |       |         | 虐待                       |    |     |
| 平成28年度 | 3,843                   | 220   | 109(14) | 6,183                    | 45 | (3) |
| 29年度   | 5,202                   | 523   | 125(13) | 6,897                    | 47 | (2) |
| 30年度   | 5,660                   | 500   | 157(24) | 6,330                    | 89 | (5) |
| 令和元年度  | 6,561                   | 310   | 57(4)   | 7,053                    | 68 | (1) |
| 2年度    | 9,270                   | 764   | 174(14) | 7,468                    | 94 | (0) |
| 3年度    | 12,926                  | 1,238 | 309(11) | 5,741                    | 42 | (0) |
| 4年度    | 14,157                  | 1,450 | 579(20) | 5,495                    | 68 | (0) |

※令和3年度以降の高齢者総合相談権利擁護には、北上市権利擁護支援センターにおいて受けた障がい者相談も含む。

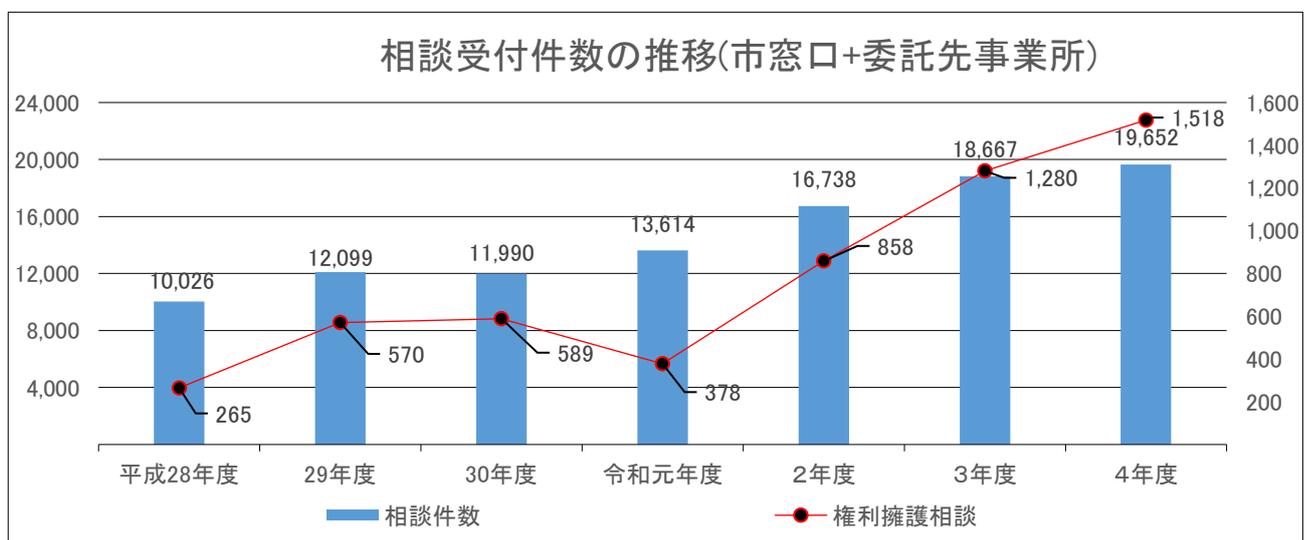
出典：

高齢者：市相談受付件数集計および各地域包括支援センターの相談実績より集計

障がい者：各年度の福祉行政報告例 委託先①菟の江 ②さくら ③自立生活支援センター北上  
④サポートにじ

注：虐待件数における、カッコ()内は「高齢者虐待防止法に基づく対応状況などに関する調査」における実人数および65歳未満(2号被保険者)の虐待被害者の実人数

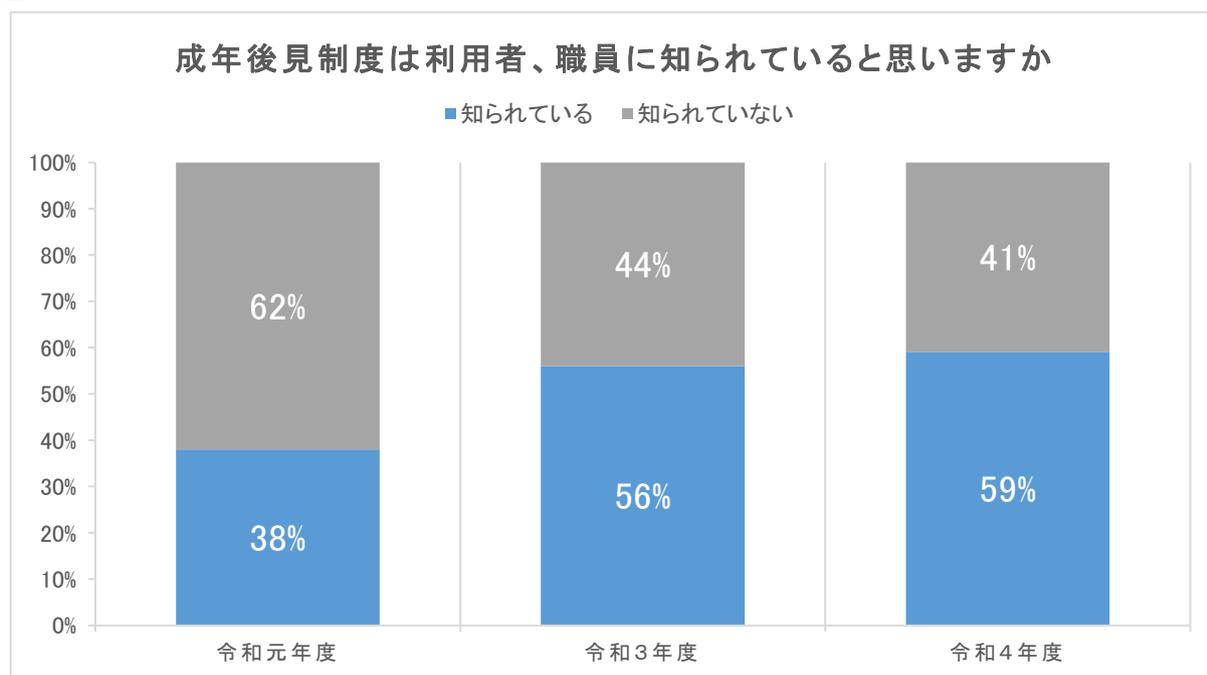
図2-9 相談受付件数の推移



## 7 成年後見制度の認知度

令和3年度から実施している事業所向けアンケートにおいて、「事業所を利用している利用者、職員に成年後見制度が知られていると思うか」を調査しており、令和4年度は、知られている割合が令和元年度比で21ポイント増加しています。しかし、成年後見制度の必要性が高いと思われる利用者と接する機会が多い事業所においても、いまだ41%の人に知られていないため、継続した成年後見制度の普及啓発が必要です。

図2-10



出典：北上市権利擁護支援センターで実施しているサービス事業所など向けアンケート結果  
令和元年度は市1期計画策定時のニーズ調査において実施

## 8 成年後見制度の利用者数

成年後見制度の利用者数は、令和4年で全国では人口比0.20%（約24万人）の利用者がいます。北上市では北上市民92,078人の0.11%（103人）が成年後見制度を利用しています。

図2-11

| 市区町村名 | 総人口          | 成年後見制度利用者 | 人口比   |
|-------|--------------|-----------|-------|
| 全 国   | 124,770,000人 | 245,087人  | 0.20% |
| 岩手県   | 1,176,355人   | 2,166人    | 0.18% |
| 北上市   | 92,078人      | 103人      | 0.11% |
| 盛岡市   | 282,615人     | 522人      | 0.18% |
| 花巻市   | 92,377人      | 225人      | 0.24% |
| 奥州市   | 111,632人     | 144人      | 0.13% |

出典：

- ①岩手県人口：岩手県毎月人口推計速報（岩手県の人口と世帯） 令和5年1月1日現在
- ②全国の総人口：総務省統計局（人口推計 令和5年1月月報） 令和5年1月1日現在 概算値
- ③全国の成年後見制度利用者数：最高裁判所事務総局家庭局 成年後見関係事件の概況（令和4年12月末日） 12月末時点数値（成年後見、保佐、補助、任意後見を含む）
- ④各市町村の成年後見制度利用者数：盛岡家庭裁判所における市町村別成年後見制度の利用者数（（成年後見、保佐、補助、任意後見を含む））（令和4年12月末日）

※人口比は小数点第3位を四捨五入

図2-12 北上市の成年後見制度市長申立て件数

| 担当課    | 年度     | 件数 | 対象者男女数      |
|--------|--------|----|-------------|
| 長寿介護課  | 平成29年度 | 3  | 女性1人、男性2人   |
|        | 平成30年度 | 3  | 女性2人、男性1人   |
|        | 令和元年度  | 4  | 女性2人、男性2人   |
|        | 令和2年度  | 15 | 女性6人、男性9人   |
|        | 令和3年度  | 3  | 女性2人、男性1人   |
|        | 令和4年度  | 3  | 女性3人        |
| 障がい福祉課 | 令和元年度  | 1  | 男性1人        |
| 計      |        | 32 | 女性16人、男性16人 |

※令和3年度から市長申立ての担当課を長寿介護課（北上市権利擁護支援センター）へ統一

## 9 日常生活自立支援事業の利用者数

図2-13 北上市社会福祉協議会における日常生活自立支援事業の実施状況（各年度3月末現在）

|        | 北上市 | 西和賀町 | 合計  |
|--------|-----|------|-----|
| 平成30年度 | 41人 | 19人  | 60人 |
| 令和元年度  | 41人 | 19人  | 60人 |
| 令和2年度  | 45人 | 17人  | 62人 |
| 令和3年度  | 46人 | 20人  | 66人 |
| 令和4年度  | 41人 | 18人  | 60人 |

※日常生活自立支援事業は社会福祉協議会が実施している判断能力に不安がある利用者との契約に基づいて金銭を管理する事業

## 10 市1期計画の振り返りと課題

### 目標1 広報の推進

#### 【成果指標】

| 目標     | 成果指標                           | R1<br>(実績) | R3<br>(実績/目標) | R4<br>(実績/目標) | R5<br>(実績/目標) |
|--------|--------------------------------|------------|---------------|---------------|---------------|
| 1 広報推進 | サービス事業所等の制度及び中核機関認知度<br>(単位：%) | 38         | 56 / 50       | 59 / 60       | 58 / 70       |

#### 【主な取り組み】

- ・本人を含めた地域の住民など、支援に関わる関係者、専門職などが権利擁護の必要性に関する情報や、成年後見制度について理解を深めていくために、市民向け講演会や出前講座において周知啓発をしました。
- ・成年後見制度を必要とする本人に対して、身近な支援者が繰り返し制度のメリット・デメリットを含め説明しやすいよう、成年後見制度ガイドブックを作成しました。
- ・地域連携ネットワークを活用し、北上市在宅医療介護連携支援センターと協働で医師を含めた医療従事者向けに権利擁護研修を行い、身寄りがない人の支援を通じて、各制度の狭間や限界を踏まえ、権利擁護支援や意思決定支援の理解について促進を図りました。

#### 【成果】

令和元年度において、サービス事業所などにおける成年後見制度の認知度は38%でしたが、令和4年度では59%まで上昇しており、認知度は着実に向上しています。

#### 【課題】

引き続き成年後見制度を知らないサービス事業所などに対して周知が必要です。北上市権利擁護支援センター（中核機関）については、市民の認知度がまだ低いため、併せて周知する必要があります。

### 目標2 相談機能の充実

#### 【成果指標】 ※令和5年度の実績値は、令和6年3月末の推計値

| 目標     | 成果指標                                | R1<br>(実績) | R3<br>(実績/目標) | R4<br>(実績/目標) | R5<br>(実績/目標) |
|--------|-------------------------------------|------------|---------------|---------------|---------------|
| 2 相談充実 | 権利擁護の相談件数<br>*市と委託事業所の総件数<br>(単位：件) | 37<br>8    | 1,280<br>/500 | 1,518<br>/550 | 1,750<br>/600 |

#### 【主な取り組み】

権利擁護支援の地域連携の仕組みとして従来の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）に、新たに司法も含めた連携の仕組みである地域連携ネットワークを構築しました。地域連携ネットワークのコーディネートを担う北上市

権利擁護支援センターを設置し、地域連携ネットワーク会議を開催して連携の強化を図りました。

### 【成果】

地域連携ネットワークを構築したことで、日常的な支援において司法専門職と連携したり、地域連携ネットワーク会議での地域課題の検討を行うなど、新たな連携を図ることができるようになりました。

連携が促進されたことで権利擁護に関する相談件数の増加に繋がったほか、高齢者虐待について司法職へ相談しながら対応することができました。

### 【課題】

権利擁護相談の内容が複雑化しており、1つの相談機関のみで対応することが困難になっていることから、地域連携ネットワークの強化と地域連携ネットワークを活用した支援の仕組みの構築が必要です。

## 目標 3 成年後見制度利用の促進

### 【成果指標】

| 目標     | 成果指標                  | R1<br>(実績) | R3<br>(実績/目標) | R4<br>(実績/目標) | R5<br>(実績/目標) |
|--------|-----------------------|------------|---------------|---------------|---------------|
| 3 利用促進 | 成年後見制度の利用者数<br>(単位：人) | 83         | 97<br>/90     | 103<br>/110   | 103<br>/135   |

### 【主な取り組み】

北上市成年後見制度利用支援事業において、令和3年度までは市長申立て案件のみ後見人等報酬の助成対象としていましたが、令和4年度からは、低所得者であっても成年後見制度の利用ができるよう、本人、親族申立てまで助成対象者を拡大しました。

成年後見制度を必要とする本人の課題に応じて、最もふさわしい後見人候補者を検討し家庭裁判所へ推薦できるよう、受任者調整会議を開催しました。

日常生活自立支援事業を利用している方で、成年後見制度が必要となった場合、スムーズに移行ができるよう移行支援検討会議を開催し、申立ての方法などを検討しました。

### 【成果】

成年後見制度利用支援事業の対象者を拡大したことで、これから申立てを行う方が利用しやすくなっただけでなく、これまで無報酬で対応していた専門職後見人に対しても報酬を支払うことが可能になりました。

受任者調整を行うことで、申立てを行い、裁判所から審判を受けるまでがスムーズになりました。

### 【課題】

成年後見制度の利用を促進するにあたり、専門職後見人が受任できる件数には限りがあることから、専門職という人的資源を有効活用していくことが必要です。また、新たな権利擁護の担い手を確保していくことが大切となります。

## 目標 4 後見人支援体制の構築

### 【成果指標】

| 目標      | 成果指標                                | R1<br>(実績) | R3<br>(実績/目標) | R4<br>(実績/目標) | R5<br>(実績/目標) |
|---------|-------------------------------------|------------|---------------|---------------|---------------|
| 4 後見人支援 | 後見人等受任後のフォローや支援を実施した対象者数<br>(単位：実人) | 4          | 13/7          | 7/20          | 12/25         |

### 【主な取り組み】

成年後見人等が選任された際に、スムーズに権利擁護支援を実施できるよう、本人、成年後見人等、支援者、親族などを含めた権利擁護支援チームを構築するため、ケア会議を開催しました。

### 【成果】

後見人等から相談を受け、中核機関が調整役となり後見人等の交代をすることができました。

### 【課題】

専門職後見人からの相談件数と比べて、親族後見人からの相談件数が少ないことから、北上市権利擁護支援センターの周知を行いながら、後見人等が相談するメリットを感じられるよう、バックアップ体制の構築が必要です。

### 第3章 計画の基本理念および推進体制





## 1 計画の基本理念

国2期計画において、地域共生社会の実現という目的に向け権利擁護支援の地域連携ネットワークの充実を図ることとされています。

本計画では、地域共生社会を実現するため、市1期計画で構築した地域連携ネットワークの強化に向け、以下のとおり理念を定め、計画を策定します。

### 基本理念

すべての人が地域のつながりの中で、自らの意思で尊厳のある本人らしい生活を送ることができるまち

## 2 第2期計画の推進体制

本計画において、市1期計画の推進体制を引き継ぎ、構築した地域連携ネットワーク全体で取り組みを進めていきます。

## 3 第2期計画における目標と取り組み

### 目標1 成年後見制度を含む権利擁護支援の周知啓発

成年後見制度を含む権利擁護支援について、必要な人が相談機関につながるができるよう、市民、支援者に対して成年後見制度および北上市権利擁護支援センターの周知啓発を推進します。

また、成年後見制度はあくまでも権利擁護支援の1つの手段であるため、権利擁護支援が必要になった時に備え、本人の生き方と意思を尊重し、さまざまな選択を行えるよう、心づもりの視点を踏まえた権利擁護支援を周知します。

### 目標2 権利擁護支援機能の充実

市1期計画期間中において、市内の総合相談および権利擁護相談の件数が増加しており、その内容もより複雑化しています。1つの相談機関だけでは対応が難しく、多職種での支援が必要となっています。本人の権利擁護支援を行う後見人等や地域の支援者が本人の権利擁護に関する課題を解決できるよう、多職種へ相談できる仕組みを構築します。

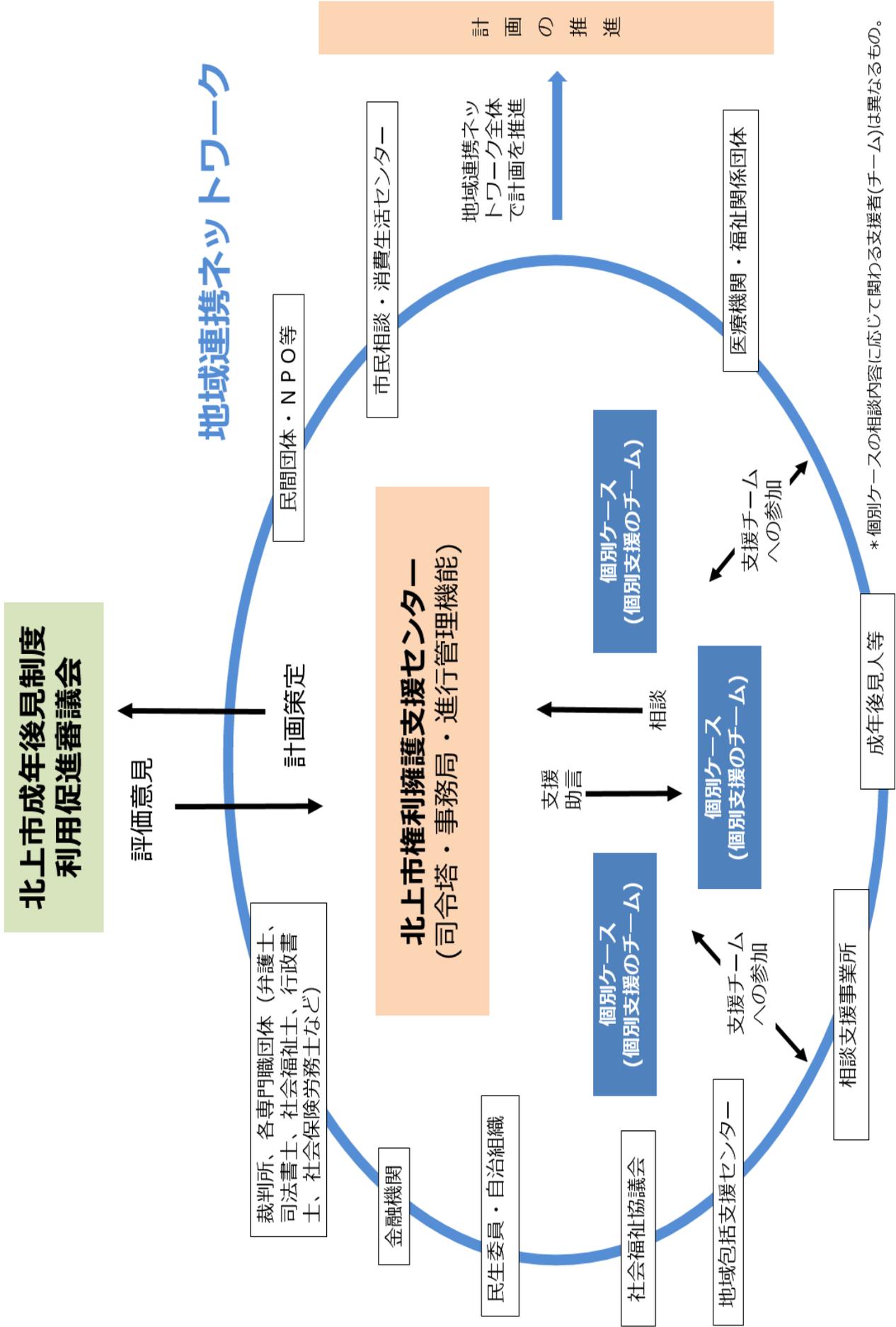
また、成年後見制度の開始までの場面において、本人中心の支援が行われるよう権利擁護支援チームの形成支援を実施します。

### **目標3 地域連携ネットワークの機能の強化**

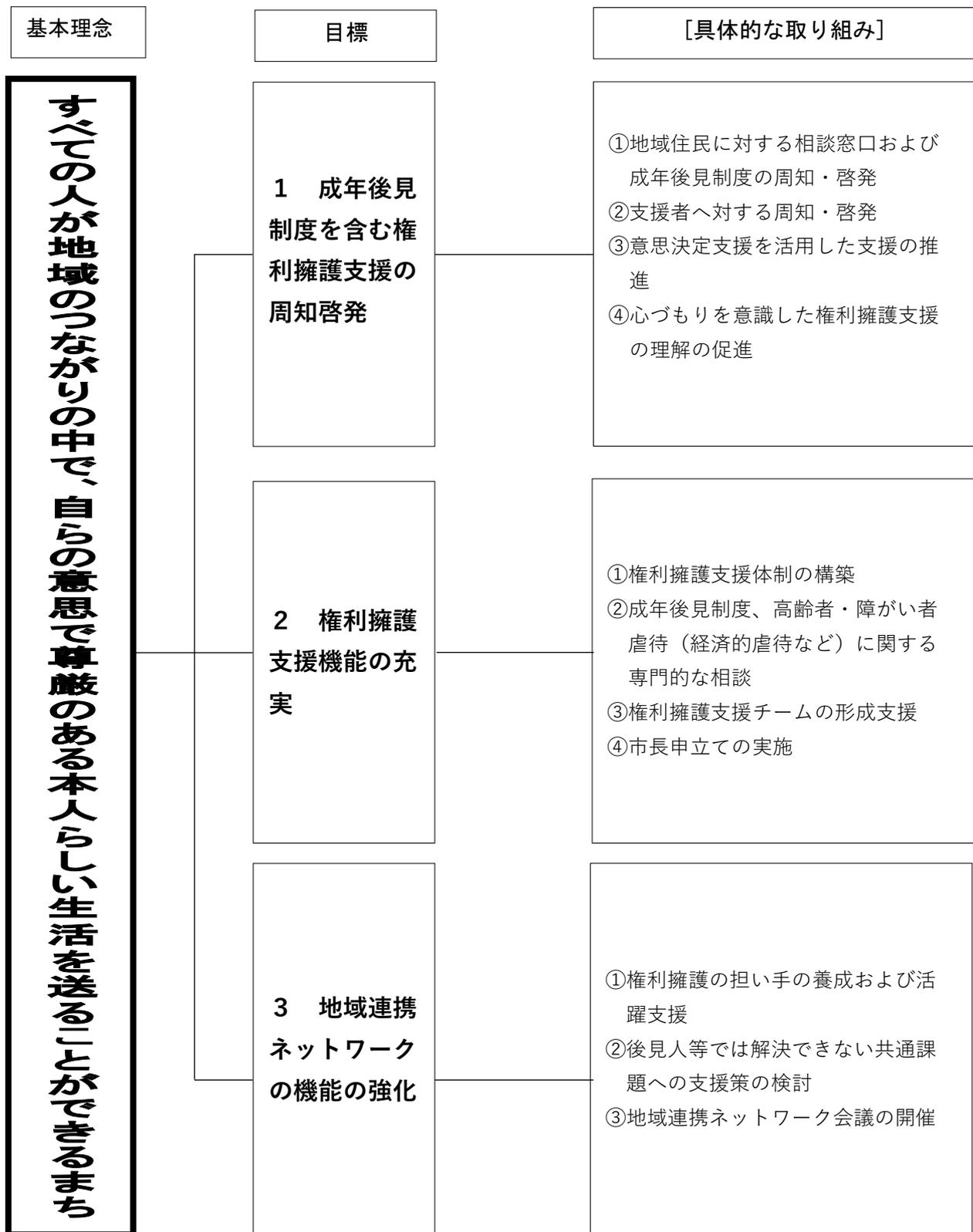
成年後見制度の利用促進を図る一方で、専門職後見人等の数に限りがあることから、新たな権利擁護の担い手の育成および活躍支援を行います。

また、市1期計画で構築した権利擁護支援の地域連携ネットワークを活用し、成年後見制度の活用だけでは解決できない権利擁護に関する課題に対する新たな支援策を検討していきます。

図 3-1 地域連携ネットワークと中核機関



#### 4 計画の体系図



#### [計画の推進体制]

司令塔・事務局・進行管理機能を担う中核機関が中心となりながら、地域連携ネットワーク全体で計画を推進していく。

## 5 具体的な取り組みと目標値

| 目標 | 具体的な取り組み   | 事業   | 成果指標                      | 単位 | 実績<br>(R4) | 目標値 |    |    |    |     |
|----|--|--|---------------------------|----|------------|-----|----|----|----|-----|
|    |  |  |                           |    |            | R6  | R7 | R8 | R9 | R10 |
| 1  | ①地域住民に対する相談窓口および成年後見制度の周知・啓発<br>②支援者へ対する周知・啓発<br>③意思決定支援を活用した支援の推進<br>④心づもりを意識した権利擁護支援の理解の促進 | 市民向け講演会・勉強会<br>支援者向け講演会・勉強会<br>意思決定支援の周知啓発<br>成年後見制度に関する事例集などの作成 | サービス提供事業所などにおける成年後見制度の認知度 | %  | 59         | 60  | 70 | 80 | 90 | 90  |

| 目<br>標           | 具体的な取り組み  | 事業           | 成果指<br>標  | 単<br>位 | 実績<br>(R 4) | 目標値     |         |         |         |         |
|------------------|---|--------------|-----------|--------|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|
|                  |   |              |           |        |             | R 6     | R 7     | R 8     | R 9     | R10     |
| 2<br>権利擁護支援機能の充実 | ①権利擁護支援体制の構築<br><br>②成年後見制度、高齢者・障がい者虐待（経済的虐待など）に関する専門的な相談<br><br>③権利擁護支援チームの形成支援<br><br>④市長申立ての実施 | 権利擁護支援体制の構築  | 権利擁護の相談件数 | 人      | 1,518       | 前年度より増加 | 前年度より増加 | 前年度より増加 | 前年度より増加 | 前年度より増加 |
|                  |   | 権利擁護相談の受付、対応 |           |        |             |         |         |         |         |         |
|                  |   | 本人・親族申立ての支援  |           |        |             |         |         |         |         |         |
|                  |   | 受任者調整会議の実施   |           |        |             |         |         |         |         |         |
|                  |   | 市長申立ての実施     |           |        |             |         |         |         |         |         |

| 目<br>標                                | 具体的な取<br>組み  | 事業                                       | 成果指<br>標                | 単<br>位 | 実績<br>(R4) | 目標値             |                 |                 |                 |                 |
|---------------------------------------|--|--|-------------------------|--------|------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|                                       |  |  |                         |        |            | R6              | R7              | R8              | R9              | R10             |
| 3<br>地域連携<br>ネットワ<br>ークの機<br>能の強<br>化 | ①権利擁護の<br>担い手の養成<br>および活躍支<br>援<br><br>②後見人等で<br>は解決できな<br>い共通課題へ<br>の支援策の検<br>討<br><br>③地域連携ネ<br>ットワーク会<br>議の開催 | 市民後見人<br>養成講座の<br>開催と活躍<br>支援            | 成年後<br>見制度<br>の利用<br>者数 | 人      | 103        | 前年度<br>より<br>増加 | 前年度<br>より<br>増加 | 前年度<br>より<br>増加 | 前年度<br>より<br>増加 | 前年度<br>より<br>増加 |
|                                       |  | 法人後見実<br>施候補団体<br>への制度周<br>知             |                         |        |            |                 |                 |                 |                 |                 |
|                                       |  | 後見人等で<br>は解決でき<br>ない共通課<br>題への支援<br>策の検討 |                         |        |            |                 |                 |                 |                 |                 |
|                                       |  | 地域連携ネ<br>ットワーク<br>会議の開催                  |                         |        |            |                 |                 |                 |                 |                 |

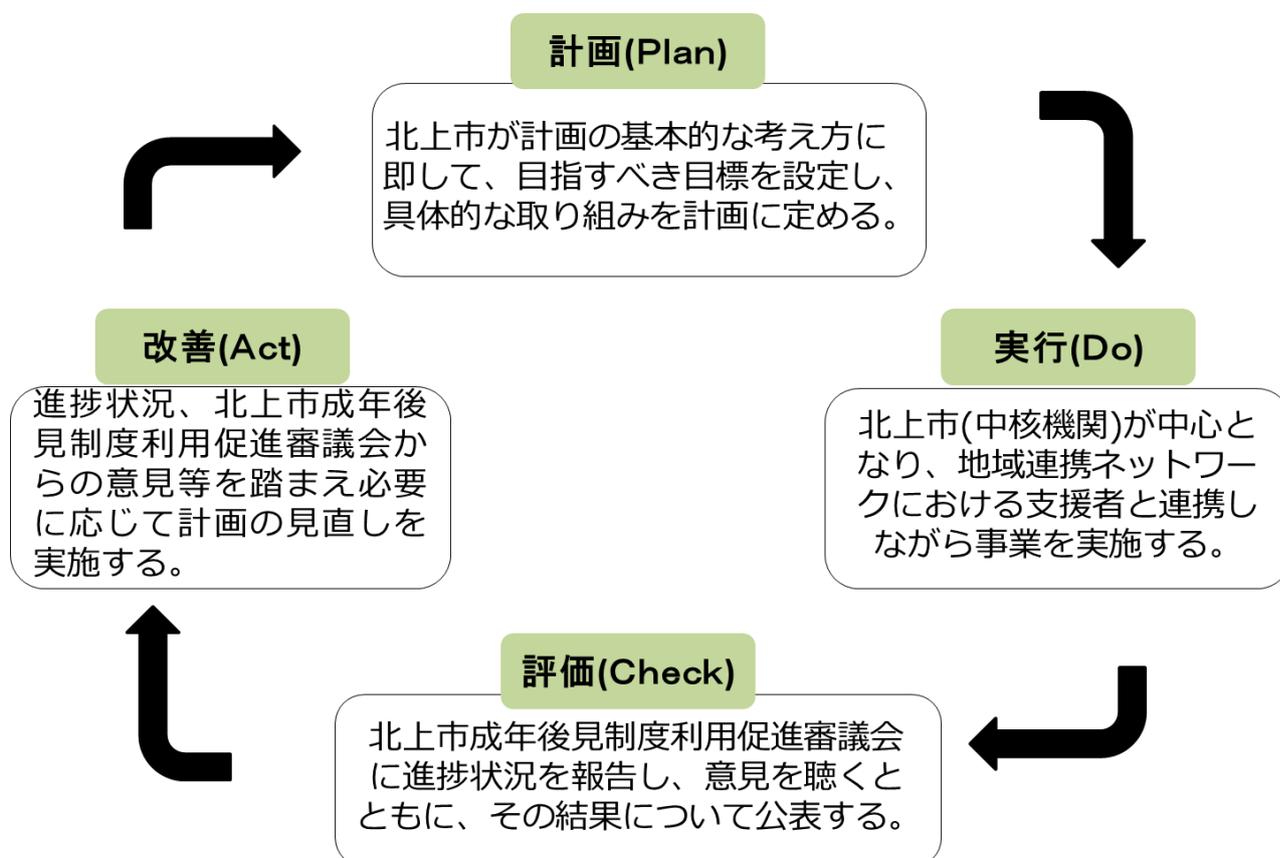
## 6 計画の進行管理

本計画の計画期間は、令和6年度から10年度までの5年間です。計画の達成状況の点検・評価は、北上市成年後見制度利用促進審議会において実施します。

また、広く市民や介護・障がい福祉関係者が北上市の成年後見制度に関する施策の進捗状況を把握することができるよう、地域連携ネットワーク会議などを通じて情報提供に努めます。

計画の終期である令和10年度には、本計画に続く新たな計画を検討するものとします。なお、本計画の評価・見直しについては、市民のニーズ、利用意向、審議会の意見などを把握しながら、目標の達成、適切な計画の修正を行います。

図3-2 進行管理と評価プロセス



## 第4章 各論



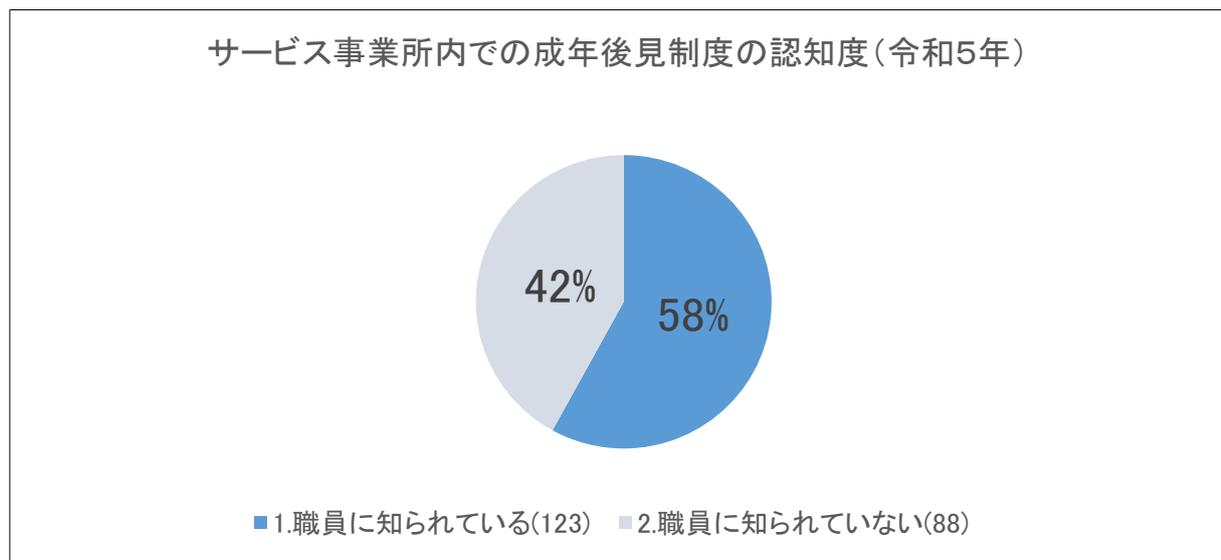


## 1 成年後見制度を含む権利擁護支援の周知啓発

### 【調査結果】

成年後見制度の認知度について、事業所向けアンケートによると、年々認知度は増加していますが、約4割の事業所は、制度について知られていないと回答しています。

図4-1



北上市権利擁護支援センターの認知度については、約8割の事業所が知っているという回答した一方、40歳以上の市民を対象に実施した令和4年度北上市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査においては、約8割が北上市権利擁護支援センターを知らないと回答しています。

図4-2

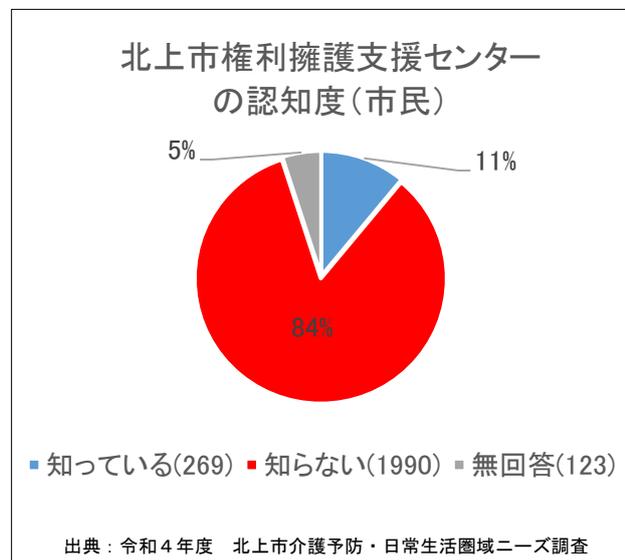
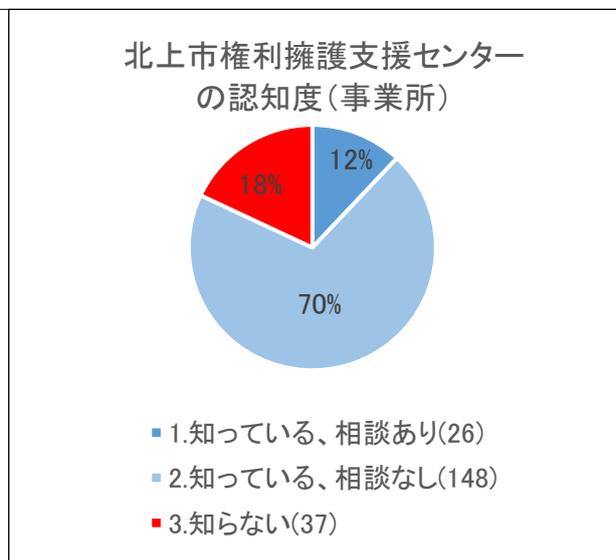


図4-3



意思決定支援について、アンケートでは55%の事業所が意思決定支援について「知っている」と回答しており、その中で60%の事業所が実際に実践しています。実践していない事業所の理由については「必要だと思うが、時間がなく実践できない」が63%、「必要性を感じない」が22%、「やり方が分からない」が12%となっています。

図 4 - 4

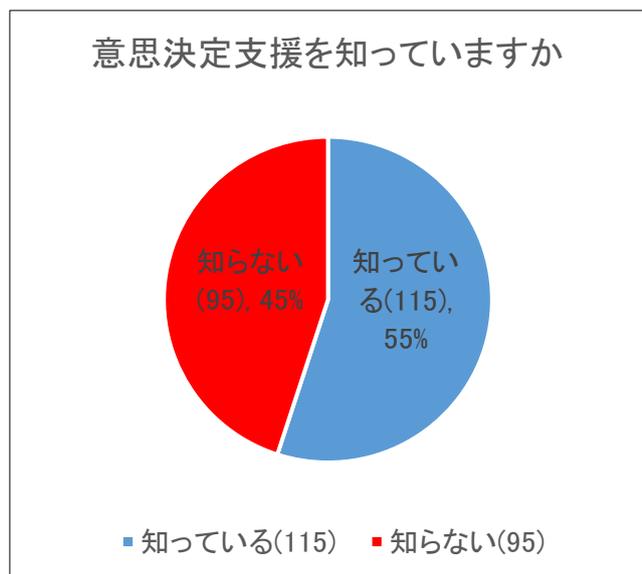
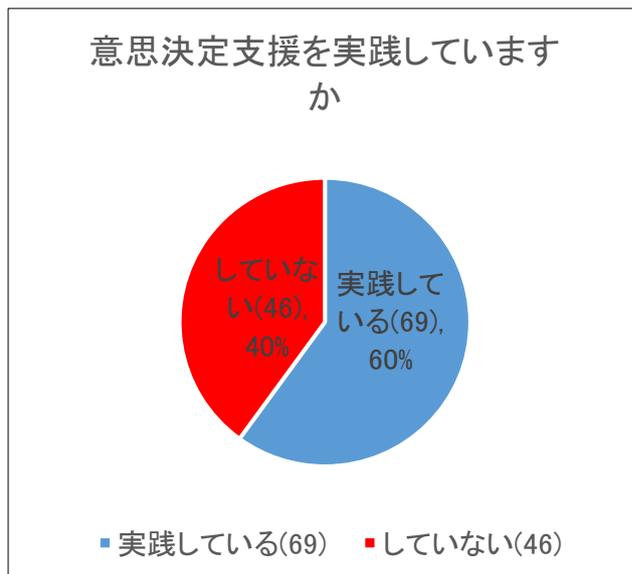


図 4 - 5



関係団体へのヒアリングでは

- ・ 将来に対する備えについて、親自身のことは家族に任せようと思っているが、その家族に負担が集中することが心配だ。
- ・ 成年後見制度を利用した場合、これまで障がいの子の金銭管理を親がしていたところが、後見人等が財産管理を行うことになり、生活が変わることに対して不安がある。

などの意見がありました。

**【市 1 期計画および調査を踏まえた課題】**

- ・ 市 1 期計画において、成年後見制度および北上市権利擁護支援センターを周知してきましたが、身近な支援者の 4 割が成年後見制度について知らないと回答しています。北上市権利擁護支援センターについては、事業所の 8 割は知っているが、市民の 8 割は知らないと回答しています。親族後見人を含む市民に対して、権利擁護支援の相談窓口である北上市権利擁護支援センターを広く周知していく必要があります。

- ・将来、判断能力が低下した時に向けて備えていきたいという思いがある一方で、実際に課題が生じなければ我が事として捉えにくいことから、自分自身で生き方を選んでいけるよう心づもりの視点を踏まえた権利擁護支援について周知していく必要があります。特に、障がいを持つ子の親の不安について、子が成年後見制度を利用することに対する不安のほか、親自身の判断能力が低下した時の対応について不安を抱えている状況であるため、子だけでなく親自身の心づもりを意識した権利擁護支援について周知を図る必要があります。
- ・本人の生活の質を高め、自分らしい生活の実現のために支援者の意思決定支援に対する理解および意識を醸成していくことが必要です。

### 【今後の具体的な取り組み】

本人を含めた地域の住民に対しては、成年後見制度、北上市権利擁護支援センターについて継続的に周知を図ります。特に、成年後見制度は内容が複雑であることから、理解を深められるよう複数の周知機会を確保します。身近な支援者に対しては、制度や相談先について支援者が理解することで、必要に応じて様々な関係機関と繋がることのできるよう成年後見制度及び北上市権利擁護支援センターについて周知します。また、本人中心の支援を行うため、意思決定支援について周知啓発を行います。

さらに、権利擁護支援について、実際に必要な場面にならなければ課題意識を持つことが難しいことから、心づもりの視点を重視し、すべての人が自己選択の上、将来、判断能力が低下した時に備えられるよう啓発します。

| 事業                 | 成果指標                      | 単位 | 実績<br>(R4) | 目標値 |    |    |    |     |
|--------------------|---------------------------|----|------------|-----|----|----|----|-----|
|                    |                           |    |            | R6  | R7 | R8 | R9 | R10 |
| 市民向け講演会・勉強会        | サービス提供事業所などにおける成年後見制度の認知度 | %  | 59         | 60  | 70 | 80 | 90 | 90  |
| 支援者向け講演会・勉強会       |                           |    |            |     |    |    |    |     |
| 意思決定支援の周知啓発        |                           |    |            |     |    |    |    |     |
| 成年後見制度に関する事例集などの作成 |                           |    |            |     |    |    |    |     |

## 2 権利擁護支援機能の充実

### 【調査結果】

- ・相談件数が増加しているほか、内容も複雑化している状況であり、1つの相談機関だけで課題解決することが困難になっていることから、司法を含めた多職種が集まる地域連携ネットワークの中で、権利擁護支援を行っていく必要があります。

専門職団体向けアンケートでは

- ・後見業務で必要に応じて、ネットワーク作りを取り持ってほしい。
- ・(中核機関への要望として) 専門職後見人や市民後見人、親族後見人などのフォロー体制、市との連携、死後事務など後見人一人では難しいことへの対応、手段などを充実させてほしい。

などの意見がありました。

障がい者団体へのヒアリングでは、

- ・裁判所への手続きが煩雑で何度も足を運ぶ必要があった。
- ・高次脳機能障害などの中途障がいの場合、判断能力が改善した場合の類型の変更が大変だった。

などの意見がありました。

### 【市1期計画および調査を踏まえた課題】

- ・後見人を含む支援者が連携しながら、それぞれが専門性を発揮することで、複雑化する権利擁護に関する課題(虐待や類型変更など)を解決していくことにつながることから、後見人を含めた権利擁護支援チームを形成すること、権利擁護支援チームをバックアップする仕組みを構築していくことが必要です。

### 【今後の具体的な取り組み】

複雑化する権利擁護の課題(虐待や支援の調整、後見人等の交代、類型・権限の検討など)に対して、多職種が関わりながらネットワークの中でさまざまな権利擁護支援について相談・検討できるよう、専門職からの助言を受けられる仕組み(権利擁護支援体制)を構築します。その中で、必要に応じて本人に適した後見人候補者を検討し、裁判所へ推薦するだけでなく、後見人等からの相談を受け付け、バックアップします。

後見人等が選任された際、スムーズに本人へ対する権利擁護支援が実施されるよう、本人を中心とした権利擁護支援チームの形成支援を実施し、必要に応じて類型の変更などの検討を行います。

成年後見制度の活用が必要でありながら、申立者がいない場合に適切に市長申立てを実施します。

| 事業           | 成果指標      | 単位 | 実績<br>(R4) | 目標値     |         |         |         |         |
|--------------|-----------|----|------------|---------|---------|---------|---------|---------|
|              |           |    |            | R6      | R7      | R8      | R9      | R10     |
| 権利擁護支援体制の構築  | 権利擁護の相談件数 | 人  | 1,518      | 前年度より増加 | 前年度より増加 | 前年度より増加 | 前年度より増加 | 前年度より増加 |
| 権利擁護相談の受付、対応 |           |    |            |         |         |         |         |         |
| 本人・親族申立ての支援  |           |    |            |         |         |         |         |         |
| 受任者調整会議の実施   |           |    |            |         |         |         |         |         |
| 市長申立ての実施     |           |    |            |         |         |         |         |         |

### 3 地域連携ネットワークの機能の強化

#### 【調査結果】

専門職後見人等として受任している専門職団体へのアンケート調査によると、アンケート回答時点で、在宅で成年後見制度における後見類型の人の受任可能数は20件でした。成年後見制度の利用者の割合が県平均の割合まで上昇した場合、新たに約60名の増加が見込まれるため、担い手の育成および確保は喫緊の課題です。

市内の社会福祉法人を対象にしたアンケート調査では、約7割が法人後見を実施することについて関心があると回答しています。また、法人後見を実施する場合の課題について、マンパワーや専門的な人材の不足、財源確保、障害特性などへの対応などが挙げられました。

市民後見人養成講座に関するアンケートにおいて、市民後見人に対する興味の項目では約4割が「興味がある」、養成講座への参加意向については約3割が「参加したい」と回答しています。

専門職団体のアンケートにおける要望、自由記述では

- ・促進だけされても受任できる方が限られている。受け皿も増やさなければならぬと感じる。法人後見の充実、市民後見人の養成をすることが先のような気がする。
- ・北上市だけでなく、近隣の市町村からも専門職後見人依頼が増えてきている。社会福祉士会としても受任できる方が増えるよう2年に1回ばあとなあの名簿登録研修を行っている。しかし、通常の業務と並行して受任している方が多いため、件数も限られるのが現状。
- ・後見人を必要とされている本人や地域住民、身近な支援者が相談できる環境整備が今以上に進められること。後見人候補者の確保・育成の促進。
- ・地域の権利擁護に関わる専門職や福祉医療関係者、NPOなどがそれぞれの持つ知識や困り感について気軽に話し合い、共有できる場づくり。

などの意見がありました。

#### 【市1期計画と調査を踏まえた課題】

- ・成年後見制度の利用を促進していくにあたり、担い手である専門職後見人には受任できる数が限られていることから、地域で生活し同じ視点で支援ができる地域の担い手の育成および活躍の支援が必要です。
- ・身寄りがない人の支援など、生じている地域課題について、後見人等に求められる役割だけでは解決できない権利擁護の課題が生じていることから、支援策の

検討が必要です。

**【今後の具体的な取り組み】**

市民後見人養成講座を令和7年度から実施し、市民後見人の養成および活躍支援を行います。また、権利擁護の視点について啓発します。併せて、市内の社会福祉法人に対して、法人後見に関する勉強会などを開催し、法人後見の実施に向けた働きかけを行います。

地域連携ネットワークを活用し、成年後見制度では解決できない共通課題について支援策を検討していきます。

| 事業                       | 成果指標        | 単位 | 実績<br>(R4) | 目標値     |         |         |         |         |
|--------------------------|-------------|----|------------|---------|---------|---------|---------|---------|
|                          |             |    |            | R6      | R7      | R8      | R9      | R10     |
| 市民後見人養成講座の開催と活躍支援        | 成年後見制度の利用者数 | 人  | 103        | 前年度より増加 | 前年度より増加 | 前年度より増加 | 前年度より増加 | 前年度より増加 |
| 法人後見実施候補団体への制度周知         |             |    |            |         |         |         |         |         |
| 後見人等では解決できない共通課題への支援策の検討 |             |    |            |         |         |         |         |         |
| 地域連携ネットワーク会議の開催          |             |    |            |         |         |         |         |         |

## 意思決定支援って何？



こんなことがありました。

統合失調症があり、施設入所していたAさん。足を骨折したことから、リハビリも兼ねて、施設で行う体操教室に熱心に参加していました。

ある時、入所者を対象に、施設外に出かけるレクリエーションが催されることになり、新人の職員は骨折でしばらく外に出られ

なかったAさんに、外出の機会を作ってあげようとレクリエーションへの参加を促しました。しかし、レクリエーションの日程を確認しても、Aさんは黙り込んでしまうばかり。「きっと意味が分からないんだ」と考え、新人の職員はそれ以上Aさんに聞くことをやめてしまいました。

もし、あなたがAさんと同じように、「どうせ分からないから」、「後でこんなはずじゃなかったと言われるのが嫌だから」といって、何もしてもらえないとしたら、どう思うでしょうか？

出典：「成年後見はやわかり」<https://guardianship.mhlw.go.jp>

**だれもが人生を歩む上で、たくさんの選択をしていると思います。それは判断能力が低下したとしても同様です。**

### 意思決定支援とは・・・

「どんな人にも意思があり、意思を決定する能力がある」という考えのもと、本人が望む生活を送ることができるようにするため、意思決定を支援することをいいます。

意思決定全体のプロセスは、「支援付き意思決定」と「代理代行決定」に分けられます。関わる支援者は、本人に意思があり決める力があるという前提に立ち、その意思を表明できるようあらゆる支援を行います。それでも表明できない場合に、最終手段として代理代行決定を行います。

意思決定支援については、国から様々な場面に応じてガイドラインが示されており、これらのガイドラインに共通して本人が意思決定の中心に位置づけられています。意思決定の場面は、日常的なものから、重大な決定を伴うものまで幅広くあることから、意思決定支援の視点を持ちつつ、支援を行うことが大切です。

## 第 5 章 資料



# 1 用語集

|   | 用語         | 解説  |
|---|------------|---|
| か | 権利擁護支援チーム  | 協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組み、支援者間の協力体制。  |
|   | 後見人等       | 成年後見制度には3種類の類型があり、類型をまとめて本計画では「後見人等」と記載している。<br>(成年後見制度の類型：後見、保佐、補助)  |
|   | 高次脳機能障害    | 脳の損傷に起因する認知障害全般を指す。例えば、脳損傷による失語、失行、失認のほか記憶障害、注意障害、遂行機能障害などがある。  |
| さ | 市長申立て      | 配偶者もしくは二親等内の親族がおらず、親族がいても音信不通などにより成年後見制度の審判の請求を受ける見込みがない人で、判断能力が不十分であり、かつ、市が保護のために支援を行うことが特に必要であると認めた人を、市が申立人となって審判請求をすること。 |
|   | 市民後見人      | 市町村が行う後見人養成講座を受講し、市町村に名簿登録された者のうち、家庭裁判所から市民後見人として選任された人。  |
|   | 受任者調整      | 申立前の段階から本人の状況やケース内容に応じて適切な後見人等の候補者を調整すること。  |
|   | 精神障がい者     | 統合失調症、精神作用物質による急性中毒またはその依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患を有する人。  |
|   | 成年後見制度     | 認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が不十分な方について、財産管理や福祉サービスの利用の契約締結などを行い、本人の権利を守る援助者(後見人等)を選ぶことで、本人を支援する制度。                             |
| た | 地域連携ネットワーク | 従来の保健・医療・福祉の連携(医療・福祉につながる仕組み)だけでなく、新たに、司法も含めた連携の仕組み(権利擁護支援の地域連携ネットワーク)。   |

|   | 用語         | 解説  |
|---|------------|---|
| た | 知的障がい者     | 知的機能の障がいが発達期（おおむね18歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じているため何らかの特別な援助を必要とする状態にある人。  |
|   | 中核機関       | 地域連携ネットワークを構築していくためにさまざまなケースに対応できる法律・福祉などの専門知識があり、地域の専門職などから円滑に協力を得ることができる司令塔・事務局・進行管理機能を担う機関(中核機関)。  |
| な | 日常生活自立支援事業 | 社会福祉協議会が実施している金銭管理事業(全く判断能力が無い人は利用できない)。  |
|   | 任意後見制度     | 本人の判断能力が十分なうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えておく制度。あらかじめ自分で選んだ代理人(任意後見人受任者)と公証役場で任意後見契約を結び、判断能力が不十分になった場合に、本人・配偶者・4親等内の親族、任意後見受任者が家庭裁判所に申立てることで効力が発生する。  |
|   | 認知症        | さまざまな原因で脳の細胞が死んでしまい、脳の司令塔の動きに不都合が生じ、障がいが起こることで、生活する上での支障が発生している状態が、おおよそ6か月以上継続していることを指す。認知症を引き起こす主な病気には、アルツハイマー病、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症、脳血管性認知症などがある。 |
| は | 発達障がい      | 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。  |

## 2 北上市成年後見制度利用促進審議会条例

(設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第2項の規定に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議するため、北上市成年後見制度利用促進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 成年後見制度利用促進のための基本的な施策に関すること。
- (2) 成年後見制度利用促進基本計画の策定に関すること。
- (3) その他成年後見制度利用促進に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 知識経験者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、市長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決す

るところによる。

4 審議会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(補則)

第8条 この条例の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 3 北上市成年後見制度利用促進審議会委員名簿

任期 令和5年4月1日～令和8年3月31日

| 区分        | 所属                                   | 職名                                 | 氏名                  |
|-----------|--------------------------------------|------------------------------------|---------------------|
| 1 学識経験者   | 岩手弁護士会                               | 弁護士                                | ひだか たくろう<br>日高 拓郎   |
| 2 学識経験者   | 岩手県司法書士会                             | (公社)成年後見センター・リーガルサポート<br>岩手支部 司法書士 | いしかわ せいじ<br>石川 誠司   |
| 3 学識経験者   | 岩手県行政書士会                             | 行政書士                               | つしま たけひと<br>津嶋 勇士   |
| 4 学識経験者   | 岩手県社会福祉士会<br>中部ブロック                  | 社会福祉士                              | たぐまり けん<br>田鎖 健     |
| 5 学識経験者   | 岩手県社会保険労務士会<br>社労士成年後見センター岩手         | 社労士成年後見<br>センター岩手センター長             | おぼら としや<br>小原 敏弥    |
| 6 知識経験者   | 社会医療法人 花北病院                          | 医師                                 | かわむら ひろこ<br>川村 浩子   |
| 7 知識経験者   | 社会福祉法人<br>北上市社会福祉協議会                 | 専門員                                | おいかわ けんじ<br>及川 健二   |
| 8 知識経験者   | 北上市自立支援協議会                           | 社会福祉法人方光会<br>北萩寮 施設長               | うぶかた みのる<br>宇夫方 稔   |
| 9 知識経験者   | 地域包括支援センター                           | 認定社会福祉士                            | たけはな ゆか<br>竹花 由香    |
| 10 知識経験者  | 岩手県介護支援専門員協会<br>北上地区ケアマネジャー<br>連絡協議会 | 介護支援専門員                            | ほうじょう まさや<br>北條 雅弥  |
| 11 知識経験者  | 北上市手をつなぐ育成会                          | 副会長                                | さかきばら ちよこ<br>榊原 千代子 |
| 12 関係行政機関 | 岩手県                                  | 花巻保健福祉環境<br>センター所長                 | ささき よしのぶ<br>佐々木 吉信  |
| 13 関係行政機関 | 北上市                                  | 福祉部長                               | おいかわ よしのり<br>及川 佳則  |

## 4 第2期北上市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会要領

(設置)

第1 第2期北上市成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するにあたり、素案を検討するため、第2期北上市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2 委員会の所掌事項は、基本計画素案の検討に関することとする。

(組織)

第3 委員会は委員長、副委員長および委員をもって組織する。

2 委員長は福祉部長を、副委員長は福祉部長寿介護課長をもって充てる。

3 委員は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 福祉部地域福祉課長
- (2) 福祉部障がい福祉課長
- (3) 企画部政策企画課長
- (4) 生活環境部市民課長

(委員長及び副委員長)

第4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐するとともに委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第5 委員会は、委員長が招集する。

第6 委員会の庶務は、福祉部長寿介護課において処理する。

附 則

この要領は、令和5年5月31日から施行し、基本計画策定終了後に、その効力を失う。

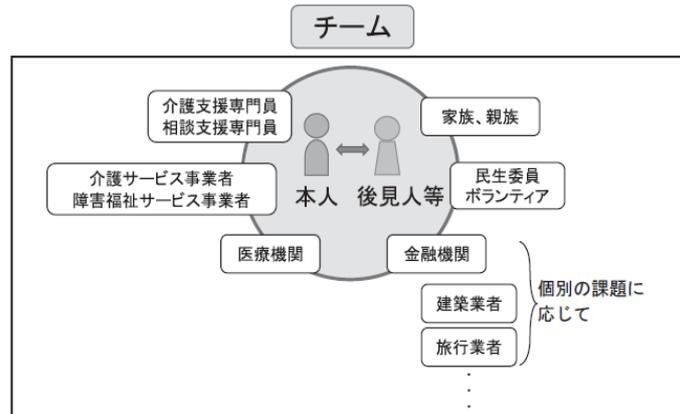
|   |      |            |
|---|------|------------|
| 1 | 委員長  | 福祉部長       |
| 2 | 副委員長 | 福祉部長寿介護課長  |
| 3 | 委員   | 福祉部地域福祉課長  |
| 4 | 委員   | 福祉部障がい福祉課長 |
| 5 | 委員   | 企画部政策企画課長  |
| 6 | 委員   | 生活環境部市民課長  |

## 5 第2期北上市成年後見制度利用促進基本計画策定経過

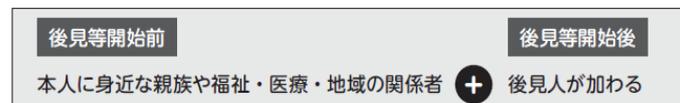
| 開催年月日           | 内容   |
|-----------------|--|
| 令和5年5月29日       | 庁議（計画の策定方針）                                      |
| 令和5年7月5日        | 第2期北上市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会（1回目）<br>第2期計画の策定方針について |
| 令和5年7月10日       | 第1回北上市成年後見制度利用促進審議会<br>第2期計画の策定方針について            |
| 令和5年8月1日～9月13日  | 計画に関するアンケート、ヒアリング調査                              |
| 令和5年9月          | 障がい者団体へのヒアリング調査の実施                               |
| 令和5年11月1日       | 第2期北上市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会（2回目）<br>・第2期計画案について    |
| 令和5年11月28日      | 第2回北上市成年後見制度利用促進審議会<br>・第2期計画案について               |
| 令和5年12月20日      | 第2期北上市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会（3回目）<br>・第2期計画の策定について  |
| 令和6年1月29日～2月16日 | パブリックコメント  |
| 令和6年3月13日       | 第3回北上市成年後見制度利用促進審議会<br>・第2期計画の策定について             |
| 令和6年3月25日       | 庁議（計画の策定）  |

## 権利擁護支援チームでの支援とはどんな仕組みですか？

権利擁護支援チームとは「協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組み」を言います。



メンバー例：家族・親族、主治医、介護支援専門員、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健福祉士、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、民生委員・近隣住民、ボランティア、金融機関、市町村窓口、専門職、建築業者、旅行業者等、必要に応じて構成される。



権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者(後見等開始後はこれに後見人が加わって)、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みです。

(出典：厚生労働省 市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き)

権利擁護支援チームのメンバーは本人に関わっている方(支援している方)によって変わりますし、支援の状況によっても変化していくものです。個別の課題に応じて構成される集まりなので、固定的な決まったメンバーで構成されるものではありません。

## 第 2 期北上市成年後見制度利用促進基本計画

発行：北上市福祉部長寿介護課

〒024-8501 北上市芳町 1 番 1 号

電話：0197(72)8217 F A X：0197(64)0287